

竹原市公告第 1 3 9 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 箇月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に、竹原市長に対し、意見書を提出することができる。

平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日

竹原市長 今 榮 敏 彦

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン竹原

竹原市中央五丁目 2 番 1 号

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の設置者の変更

(変更前)

株式会社タケモト 代表取締役 広瀬 知加

竹原市中央五丁目 3 番 1 0 号

(変更後)

株式会社タケモト 代表取締役 竹本 泰志

竹原市中央五丁目 3 番 1 0 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住 所	変更年月日・理由
氏名 (名称)	代表者		
株式会社イズミ	代表取締役社長 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
有限会社ヒラカワ	代表取締役 平川 さい子	竹原市中央二丁目11番20号	
鯉城餅有限会社	代表取締役 南郷 敬史	広島市西区商工センター七丁目2番43号	平成30年2月5日退店による
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博文	東広島市西条吉行東一丁目4番14号	

(変更後)

小売業者		住 所	変更年月日・理由
氏名 (名称)	代表者		
株式会社イズミ	代表取締役社長 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
有限会社ヒラカワ	代表取締役 平川 さい子	竹原市中央二丁目11番20号	
株式会社大創産業	代表取締役	東広島市西条吉	平成30年3月

業	矢野 靖二	行東一丁目4番 14号	1日代表者変更 による
---	-------	----------------	----------------

(4) 変更の年月日

ア 平成29年8月28日

イ 「(2) 変更した事項」にて記載のとおり

(5) 変更した理由

ア 設置者及び小売業者の退店及び代表者の氏名変更等のため

イ 「(2) 変更した事項」にて記載のとおり

2 届出年月日

平成30年12月12日

3 縦覧場所

竹原市中央五丁目1番35号

竹原市企画振興部産業振興課